

## 平 戸 市 監 査 公 表 第 1 6 8 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和 4 年 8 月 31 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 首 藤 毅 彦

### 第 1 監査の対象及び監査の期間

生月支所地域振興課 令和 4 年 5 月 11 日（水）

大島支所地域振興課 令和 4 年 5 月 20 日（金）

### 第 2 監査の概要

#### 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

#### 2 監査の対象とした事項

主に令和 2 年度及び令和 3 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

### 第 3 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

#### 1 収入に関すること

- (1) 収入事務が適法・適正に行われているか。
- (2) 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

#### 2 支出に関すること

- (1) 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- (2) 予算目的に反する支出はないか。
- (3) 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
- (4) 契約の方法及び内容は適正か。

### 3 庶務関係事務

- (1) 公印の管理状況
- (2) 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
- (3) 文書の処理、整理保存状況

### 4 補助金関係

- (1) 補助金交付要綱等は整備されているか。
- (2) 補助金の交付申請、交付決定、交付確定、実績報告、請求及び精算手続きが適正に行われているか。

### 5 その他の事務

事業が適正かつ効率的に行われているか。

## 第4 監査の結果

主に監査の対象とした令和2年度及び令和3年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指導事項等は次のとおりである。

<参考>監査等の結果の区分と基準

区 分	基 準
勸 告	指摘事項のうち、公務の執行や信頼性等に大きな影響を及ぼすため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・法令、条例、規則等に違反していると認められるもの</li><li>・予算を目的外に支出していると認められるもの</li><li>・事務処理等が著しく適正さを欠いていると認められるもの</li><li>・経済性、効率性、有効性の観点から問題があると認められるもの</li><li>・前回までの指導事項で是正の努力がなされていないと認められるもの</li></ul>
指導事項	指摘事項のうち、軽微な誤りであり、今後、是正又は改善が必要と認められるもの
意 見	監査等の結果に添えて、組織及び運営の合理化に資するために、改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの

## 〔生月支所地域振興課〕

### 【指導事項】

#### 1 例規の整備について

平戸市集落排水処理施設条例施行規則において、表題と本文に相違がある様式がみられたので、適正な例規整備に努められたい。

#### 2 平戸市生月大橋公園の指定管理にかかる管理物品について

平戸市生月大橋公園の管理に関する基本協定書に規定されている管理物品について、当施設開業時から指定管理者が長年使用し、劣化が進み使用不能なものもあると思われるが、平戸市物品管理規則に基づく定期的な検査が実施されていない。

このことから、管理物品と台帳について、定期的に照合の上、整理し、必要に応じて廃棄などの処分をされたい。

また、管理物品一覧表の項目で、「分類」「品目」「数量」「設置場所」の区分はあるものの「購入金額」、「購入年月日」、「規格・型番」など必須と思われる項目が記載されていないので、多岐にわたる物品を維持管理するなかで、必要な項目を洗い出し、管理物品一覧表の更新を検討されたい。

### 【意見】

#### 1 公衆トイレの維持管理について

生月支所では、観光施設などに付随する公衆トイレを13か所管理しており、ほとんどの公衆トイレにおいては、施設等利用者の需要に応じ利用されていると思われる。

そのうち、観光施設であるクルスの丘公園の公衆トイレは、水道使用量の実績などから通年にわたり、ほとんど利用がされていない状況が伺える。

これは、クルスの丘公園のトイレ入口に目隠し用の仕切板が設置されていないことなどが要因と考えられるので、今後の維持管理について検討されたい。

また、同公園においても年間を通して除草等の業務委託がなされているが、夏季期間において草木が繁茂している状態も見受けられるので、除草の時期や回数の見直しなどをあわせて検討されたい。

#### 2 土地の賃借料について

令和3年12月に策定された「平戸市公共施設用地に係る借地料等についての基本方針」の中で、借地料算定基準は「当該土地の前年度固定資産税課税標準額×6.4%＝借上料基準額（年額）」と示されている。

生月支所管内における令和4年度借地料については、令和3年度までの借地料を踏襲し、契約を締結している。これは、同基本方針が令和3年12月に策定されたことから当初予算に反映できなかったと思料されるが、今後の契約にあっては、同借地料算定基準に基づき、所有者と協議を進め、借地料の改定に努められたい。

また、借地の中には、数十年間にわたり賃貸借契約を締結しているものもことから、借地上に設置されている当該施設の必要性やニーズに応える有効性が認められるのであれば、借地は必要最小限に止め、用地取得について検討されたい。

### 3 書類倉庫の整理について

生月支所4階に書類倉庫(2か所)があるものの多くの書類については、整理整頓がされないまま保管されており、スペースの有効活用も図られていない。

現状のままでは、混然とし、いざ必要な書類を探す場合など、即座に見つけることができず、貴重な時間を浪費することにもつながるので、重要書類(保存書類)と廃棄書類を判別の上、誰でも検索しやすい項目に分類するなど整理に努められたい。

## 〔大島支所地域振興課〕

### 【指導事項】

#### 1 例規の整備について

下記の例規について、条文と別表間及び条文と様式間に字句の相違、引用条項の誤り等がみられたので、適正な例規整備に努められたい。

- ・平戸市あづち大島いさりびの里条例施行規則
- ・平戸市ふるさと大島情報提供施設条例施行規則
- ・平戸市ふるさと大島情報提供施設運営協議会規則

#### 2 契約事務について

令和2年度及び令和3年度の大島保育所における各契約事務において、下記のような事案が複数みられたので、平戸市契約規則などの関係例規に基づき、適正な事務処理をされたい。

##### (1) 随意契約等価格決定伺いについて

随意契約等価格決定伺いの中で、見積り合せの項目はあるものの業者決定の項目が記載されていなかった。

##### (2) 検収調書について

備品及び消耗品を購入するにあたり、契約締結しているが、当該契約業務の履行を確認した際に作成されるべき検収調書が作成されていなかった。

#### 3 平戸市あづち大島いさりびの里（漁火館）にかかる旅館賠償責任保険について

平戸市あづち大島いさりびの里（漁火館）の管理に関する基本協定書の中で、漁火館における保険については、委任者（平戸市）が「建物共済」を付保し、受任者（指定管理者）が「動産保険」を付保するようになっているが、これ以外の保険の付保については規定されていない。

その一方で、実際は受任者（指定管理者）が、「動産保険」に加え、基本協定書に規定されていない「食中毒保険」について、付保している状況である。

しかしながら、この保険だけでは万が一補償を要する事故が発生した場合、第三者への迅速かつ適切な補償ができないため、宿泊事業者の備えとしては十分とはいえない。

このようなことから、宿泊や休憩のお客様等にかかる「施設及び業務における事故」、「販売・提供した飲食物若しくは商品による事故」、「保管又は管理する財物の事故」等に対処できる「旅館賠償責任保険」について、受任者（指定管理者）と協議のうえ早急に付保されたい。

また、責任の所在を明確にするためにも基本協定書の中に「保険名称」及び「負担区分」等について、明文化されたい。

#### 4 平戸市あづち大島いさりびの里（漁火館）の指定管理にかかる管理物品について

平戸市あづち大島いさりびの里（漁火館）の管理に関する基本協定書に規定されている管理物品について、当施設開業時から指定管理者が長年使用し、劣化が進み使用不能なものもあると思われるが、平戸市物品管理規則に基づく定期的な検査が

実施されていない。

このことから、管理物品と台帳について、定期的に照合の上、整理し、必要に応じて廃棄などの処分をされたい。

## 【意見】

### 平戸市あづち大島いさりびの里（漁火館）事業について

いさりびの里（漁火館）は、大島村における誘客の拠点施設として平成9年8月に整備され、築後25年が経過している。

経年劣化に伴い、令和2年度においては台風被害による大型置物の修繕、屋外便所の屋根修繕に加え、火災警報設備受信機の取替、浄化槽マンホール蓋取替工事などを、令和3年度においては火災通報装置専用電源改修、浴場関係器具取替修繕工事、厨房給湯設備改修工事、高圧受電設備改修工事など多くの維持補修工事が施工されている。

また、直近では外壁における亀裂発生や屋根瓦の破損、水道給水管からの漏水などが頻発しており、今後も建物の老朽化に起因する施設・設備面における不具合箇所の増加とその解消に向けた相応の費用と時間を要することは容易に想定できる。

これらのことから、いさりびの里（漁火館）事業について、総合的な改修工事を含め、需要度・経済性・地域性等を考慮しつつ検討し、一定の方向性を見出す時期を迎えていると思われる。